

論説

並行輸入における権利消尽
—商標法、特許法並びに著作
権法における並行輸入問題の
比較と展望—

篠田四郎

一、問題の所在

本稿は、特許法、著作権法、並びに商標法における並行輸入の論点を比較・整理することを目的とする。著作権法においては、映画の著作物以外の著作物については譲渡権が認められ（著作 26 条の 2）、さらに、いわゆる国際消尽をも認める（著作 26 条の 2 第 2 項 5 号）。映画の著作物についても、その頒布権（著作 26 条・21 項 19 号）の中の譲渡についての国内消尽と国際消尽を認める。

二、並行輸入の論点

1、特許（登録商標権）独立の原則

真正商品の並行輸入の問題は、たとえば、外国の特許権者（A）からライセンスを得て適法に製造された真正品であっても、その真正品と同一の商品等について日本の特許を得ている B

が存在する場合、C が A からライセンスを受けてその真正品の輸入をする行為は、B の許諾がない限り、違法な輸入ということになる。このことは、特許独立の原則（パリ条約 4 条の 2）の示すところである。

2、特許に係る並行輸入

そこで、仮に A と B が同一であるような場合（A が同一の発明について日本と外国に出願し特許を得ているような場合、または、B が A の子会社であるような場合）であって、外国に所在する A が B に対して、その外国で A の発明に係る真正品の販売を認めているときに、C がその真正品をその外国から日本に輸入することは、B の許諾を必要とするか、あるいは、B は C による並行輸入行為を阻止できるか、ということが問題となる。

特許に関し、大阪地判昭和 44 年 6 月 9 日無体集 1 巻 160 頁は、特許独立の原則に従い、B は C による輸入行為を阻止できる、としている。

3、商標権に係る並行輸入

① 商標に関しては、大阪地判昭和 45 年 2 月 27 日昭和 43 年（ワ）7003 号、判時 625 号 75 頁、ジュリスト 473 号 146 頁（パーカー事件）一部認容・一部棄却は、商標の本質的機能である出所表示機能や品質保証機能を害さない限り、商標権の属地主義（特許独立原則に相当する）にもかかわらず、B は C による並行輸入行為を阻止できない、としている。

顧客から見れば、BC が販売する商品は、いずれも真正なパーカー社のものであると認識できるというのがその理由である。

4、それでは、著作権の場合、特許、商標のいずれの立場に立つべきか、ということが次に問題となる。映画著作物以外、頒布権は認められない。そこには、並行輸入の問題は生じない。また、著作権の場合、特許独立の原則のようなルールがない。この意味においても並行輸入の問題は生じない。さらに、著作権法は、べ

ルヌ条約に従い、無方式主義を採用しているから（著作 17 条 1 項）、各国ごとに複数の著作権が成立し得るのであって、それぞれの著作物ないし著作権がベルヌ条約や万国著作権条約に従った各国国内法による保護を受けるのであるから、そこには並行輸入の問題は生じ得ないはずである。

5、著作物の並行輸入の問題は、権利者に真正品をコントロールする権利をどの程度認めるべきか、より具体的に言えば、権利者は複数の国におけるコントロールをすることを認めるべきか、あるいは 1 国においてのコントロールしか認められないのか、という問題となって現れる。判例や裁判例においては、著作権においても、特許独立の原則というルールが存在しないにもかかわらず、特許権等の場合と同様に、著作物の並行輸入の問題が生じ得るとしている。

6、この点、東京地判平成 6 年 7 月 1 日平成 5 年（ワ）4948 号、判時 15010 号 78 頁、判タ 854 号 93 頁（101 匹ワンチャン事件、前掲）は、ビデオカセットが映画著作物であるということをも前提として、① 元の映画著作物の複製物であるビデオカセットを著作権者の許諾を得ずに頒布する行為が、それが並行輸入品であることによって、当然に、著作権（頒布権）の侵害にならないとする明文の規定は存在しない、② 映画著作物の著作権者である映画製作会社は、世界各国における劇場公開時期、ビデオカセットの販売時期等を計画的に決め、映画制作のために費やした費用を回収するため利潤の確保を図っているところ、③ ある国において劇場公開後に発売されたビデオカセットが劇場未公開ないし劇場公開中の国へ大量に並行輸入されると、当該国における劇場公開による映画の興行に大きな打撃を与えるし、当該国において対価を支払って映画のビデオカセットを製造販売する事業者に看過できない損害を与えることになるから、④ ベルヌ条約によりわが国が保護の義務を負う映画著作物についてわが国の著作権法 26 条所定の頒布権を行使することは、

著作権法が目的とした著作者の権利保護の手段として予定されたところである、と判示している。

7、上記東京地判平成 6 年 7 月 1 日平成 5 年（ワ）4948 号事件の判旨は、映画著作物の範囲をビデオカセットにまで拡大し、そこに頒布権を認め、並行輸入を阻止することを認めるものである。ここに次のような問題が残されている。すなわち、① 映画著作物の範囲をどこまで拡大できるのか、② 映画や他の著作物を製作するために費やした費用を回収する必要がある、並行輸入を阻止する権利を認めてよいのか、といった問題である。

以下、並行輸入について、商標法、特許法、著作権法における問題点を更に検討していく。

三、商標

1、商標に関する並行輸入の問題は、日本国における商標権者と外国の商標権者が同一人である場合、外国の商標権者がその商標を適法に付した商品を日本国の商標権者の意思とは無関係に日本国に輸入したとき、もしくは日本国内で流通しているとき、商標法 2 条 3 項 2 号で定義する輸入等（使用）に該当するかの問題がある。

商標権は、各国商標権の独立の原則に従う。この原則に従うと、外国の著名商標が使用された商品の内外価格差により総代理店ルート以外の別ルートで輸入を図る業者が出現しても、商標法上、差止め等の措置をとることが困難となる。

かつては、「国内商標権と外国商標権は、別個で相互に独立した権利である原則を貫き、外国商標権に基づき真正商品の並行輸入する行為は国内商標権の侵害である」とする裁判例もあった。東京地判昭和 40 年 10 月 19 日昭和 40 年（ワ）7414 号【NESCAFE】

2、商標権を侵害しない真正商品の並行輸入

① 当該標章を付した者と日本国の商標権者

が同一人であること又は同一人と同視されるような特殊な関係があること

② 商品が同一であること

③ 当該商品に付された商標が同一の出所を表示し、商品の品質も同一の品質を表示して品質保証機能も害されていないこと

商標の機能において、当該標章の使用が出所や品質について、それぞれ独自のものとして評価される場合、真正商品の並行輸入の並行輸入行為は商標権侵害となる。

3、商標権を侵害する範囲

① 真正商品には第三者の商品は含まれない。偽造品、権利者の下請けの横流し商品等は含まれない。

② 商標権者が同一人でなく同一人と同視されるように特殊な関係がない場合、親子会社、同一コシツェルンに属する者、権利者から許諾された使用権者、一手販売代理店などの契約上または経済上の結合関係がない場合も商標権侵害となる。

③ 商品は出所と品質の同一性が保持されていれば、外国製造、国内製造の別を問わない。商品の出所と品質の同一性が保持されていなければ商標権侵害となる。

④ もっとも、商標法は、平成3年と平成8年に大きく改正され、商標とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合（標章）であって、登録標章と無登録標章とに分かれるものとされた（特許庁編「工業所有権逐条解説」平成16年版発明協会）。

以下判例ないし裁判例

（商標法）網野誠「商標法」107頁以下

① 東京地判昭和39年6月1日昭和39年（ヨ）2339号【PARKER】

② 平成2年12月26日平成元年（ワ）13450号【GUESS】

③ 大阪地判昭和45年2月27日昭和43年（ワ）7414号判時625号75頁【PARKER】

大阪高判昭和46年8月6日昭和45年（ネ）338号、861号、地裁と同様

被告Yは、米国のパーカー社が日本において有する登録商標【PARKER】（指定商品は万年筆、鉛筆、インキ）について、日本国全域の専用使用権の設定を受けたカナダ法人である。Yは、【PARKER】の日本における広告宣伝に努め、パーカー社の真正商品を日本で販売してきた。原告Xは輸出入業者であるが、香港所在の商社から【PARKER】商標を付した真正パーカー社の商品を継続的に輸入し、国内で販売してきた。Yは、税関当局に対してXの行為の差止請求をしたところ、XはYに対して、専用使用権に基づく差止め請求権の不存在を確認を求めて提訴した。1557号

④ 東京地判昭和48年8月31日昭和44年（ワ）3882号【マーキュリー事件】

・東京地判昭和53年5月31日昭和52年（ワ）739号、判タ368号351頁【TECHNOS テクノス】

⑤ 東京地判昭和59年12月7日昭和54年（ワ）8489号【Lacoste】

⑥ 東京地判平成2年12月26日平成元年（ワ）13450号【GUESS】

⑦ 大阪地判平成5年2月25日平成2年（ワ）3599号【JIMMY'Z】

⑧ 東京地判昭和48年8月31日昭和44年（ワ）3882号【NERCURY】

⑨ 東京地判昭和53年5月31日昭和52年（ワ）739号

⑩ 最高裁判所平成15年2月27日第一小法廷判決・民集57巻2号125頁。以下「フレッドベリー事件最高裁判決」

⑪ 名古屋地判昭和63年3月25日昭和60年（ワ）1833号判時1277号146頁【BBS】

⑫ 大阪地判平成5年2月25日平成2年（ワ）3599号【GIMMY'Z】疑問裁判例

大阪地判平成5年7月20日平成3年（ワ）8439号【モエ エ シャンドン】輸入業者の義務

⑬ 東京地判平成11年1月18日平成8年

- (ワ)17646号判時1687号136頁【ELLESSE】
- ⑭ 東京地判平成10年12月25日平成6年
(ワ)5563号判時1680号112頁【キャラ
ウェイ・ゴルフクラブ】
- ⑮ 東京地判平成11年1月28日平成8年
(ワ)8625号他判示1670号75頁【FRED
PERRY】
- ⑯ 最判平成15年2月27日平成14年(受)
1100号民集57巻2号125頁、判時1817
号33頁
- ⑰ 東京地判平成15年12月18日平成14年
(ワ)28242号判時1852号140頁【PUMA】
- ⑱ 東京地判平成14年3月26日平成12年
(ワ)13904号他判示1805号140頁【バイ
アグラ】
- ⑲ 大阪地判平成16年11月30日平成15年
(ワ)11200号判時1902号140頁【DUNLOP】